

第7章 心のふれあう対話の地域社会をつくります

7-1 温かいコミュニティづくり

(1) コミュニティ活動

【現況と課題】

コミュニティ活動は、相互交流・扶助など地域の連帯感を生み出し、温かい人間関係のもとに築く地域づくりに欠くことのできない重要なものです。しかし近年は、社会・経済情勢の変化により、地域の共同意識の低下がみられ、本町もその例外ではありません。

地域コミュニティ活動の単位として「行政区制度」が設けられ、現在34の行政区があります。行政区単位に地域集会施設を整備しており、地域生活の向上、自主的な住民自治の推進、行政運営の円滑化などに大きな役割を担っています。

また、おうら祭り・町民体育祭・各行政区の催しをはじめとして、各種団体の美化活動、文化サークル活動などが活発に行われています。活動の拠点施設として、邑楽町公民館、産業研修会館（＝長柄公民館）、勤労青少年ホーム（＝ヤングプラザ）、共同福祉施設、町立集会所などが活用されています。

今後の良好なコミュニティづくりに向けて、行政の補助的な活動にとどまらない、住民の自発性を生かした自主的な活動への支援を行っていくことが必要です。そして、地域での生活は一人ひとりの基本的人権とその自立を尊重するとともに、コミュニティ内での「共助」「協働」が欠かすことのできない課題です。

【基本方針】

- 良好な地域コミュニティの形成を促進するため、老朽化した施設の整備などのハード面での対応と、「コミュニティリーダー」の育成などソフト面からの対応を両輪として施策を推進します。
- 行政区単位でのさまざまな地域活動を支援し、行政区間の構成世帯数の格差への対応などについて検討します。

【施策の方向性】

1 コミュニティ施設の整備

- ◇コミュニティ活動の拠点となる地域集会施設の整備・充実を推進します。
- ◇地域活動を支援するために、既存の邑楽町公民館、長柄公民館などを整備し施設の充実を図ります。

2 行政区組織の充実

- ◇住民生活の利便性の向上と行政サービスの効率的な提供を行う観点から、行政区規模や範囲などについて、地域住民とともに検討します。必要に応じてその見直しを行います。
- ◇行政区の運営が円滑に運ぶように、必要に応じて行政区へ指導・助言を行います。
- ◇行政区のイベント開催などに情報提供や支援を行います。

3 コミュニティ活動の支援

- ◇自主的な地域活動を行うためのコミュニティ組織の育成を図ります。

◇活動の先導的役割を担う「コミュニティリーダー」の養成に向けて、学習・交流機会の提供に努めます。

◇広報などを利用した啓発事業を通して、コミュニティ意識の醸成を図ります。

◇住民の主体的なコミュニティ活動を促進するため、福祉・文化・教養、スポーツなど広範な分野で、社会教育分野などと連携して支援策を推進します。

◇ボランティアに関する情報や活動機会の紹介・提供を図ります。

4 住居表示の整備

◇都市計画事業の実施とあわせて、計画的に住居表示の整備を推進します。住民の理解と協力を得るため、啓発活動を推進します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
コミュニティ施設の整備	町	○地域集会施設の整備・充実
	町	○地域活動を支援するために既存の社会教育施設等の改修整備
行政区組織の充実	町	○行政区の規模や範囲の適正化の検討・見直し
	町	○行政区活動への指導・助言
	町	○行政区のイベント開催の情報提供・支援
コミュニティ活動の支援	町	○「コミュニティリーダー」の養成
	町	○コミュニティ意識の醸成に向けた啓発事業の推進
	町	○福祉・社会教育分野等と連携したコミュニティ活動支援
	町	○ボランティアに関する情報や活動機会の紹介・提供
住居表示の整備	町	○住居表示の整備推進
	町	○住居表示整備に向けての啓発活動

(2) 地域間交流

【現況と課題】

社会のグローバル化などにより住民の生活圏が広がり、市町村境や県境を越えた地域、自然環境・生活環境の異なる地域への訪問や交流が活発化し、見聞を広めたり人間性を高めたりすることは今やごく自然の営みです。

本町では、1998年度(平成10年度)に実施された「町制施行30周年記念事業」の一環として、「邑」の字3町サミットが行われたのを契機に岡山県邑久町・島根県邑智町との交流が始まりましたが、これらの町が各々周辺自治体と合併したことにより、交流が途絶えてしまっている状況にあります。

しかし本町は、栃木県・茨城県・埼玉県の3県と近接した立地条件にあり、恵まれた自然環境の活用を考えると、今後、交流機会を拡大していく潜在能力をもっていると考えられます。今後は、近隣の市町との交流強化をはじめ、都市部など他の自治体との交流機会を見だし、地域間の交流を活性化していくことが課題となります。

【基本方針】

- 近隣の市町をはじめ県境を越えた地域との間で交流を促進し、開かれた町の形成を促進します。
- 自然環境、生活環境、歴史や文化の異なる地域とのふれあいを通じて、住民レベルの相互理解と本町の新しい魅力の発見を図ります。
- さまざまな分野における住民レベルの交流活動を支援します。
- 広域観光ルートの一翼を担う町づくりを推進します。

【施策の方向性】

1 近隣市町との交流の推進

◇近隣の市町との交流の促進を図るため、イベントの共催などを検討・提案します。

2 遠隔地域との交流の推進

◇本町から離れた遠隔地域の都市との間で交流を促進するため、交流の足がかりになる関連性などを調査し交流を提案します。

◇互いに異なる文化・風土などの紹介機会の創造に努めます。

◇人的・物的両面からの交流を促進します。

◇都市・農村交流などの視点からの事業を推進します。相互ホームステイの推進や、都市から本町へは「体験一日農業」、本町から都市への研修参加といった事業推進の可能性を検討します。

3 住民の交流の支援

◇文化活動・スポーツ・環境保全活動など、住民の自主的な交流活動を支援します。

◇情報の提供や交流機会・交流場所の提供などに努めます。

4 広域観光ルートの一翼となる町づくり

◇構想中の北関東広域観光ルートの一翼として、多くの人たちに立ち寄ってもらえるような町づくりを推進します。

◇既存資源のPRに努めるとともに、新しい名所となる施設・公園などの整備やイベントの開催などにより、観光ルートの一部としての本町を広く認知してもらうことを目指します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
近隣市町との交流の推進	町	○イベント共催等の検討
遠隔地域との交流の推進	町	○遠隔地域との交流の足がかりとなる関連性等の調査と交流の提案
	町	○都市間の相互ホームステイ等の事業検討
住民の交流の支援	町	○住民の自主的な交流促進のための情報・交流機会・交流場所の提供
広域観光ルートの一翼となる町づくり	町	○既存観光資源のPR
	町	○名所となる施設・公園などの整備
	町	○イベントの開催

(3) 国際化と国際交流

【現況と課題】

国際化は今日急速に進展しており、人・物・情報・資金などの動きのボーダーレス（＝国境のない）化が日常的なものになっています。

本町では、企業の経済活動にはじまり、公民館などでの外国語講座の開催や小・中学校での外国人教師による語学指導の実施など、学社連携による国際理解教育、語学教育などを推進しています。

今後のさらなる国際化に対応するため、庁内体制の整備や住民の交流支援と交流機会の提供を、芸術・文化、技術、産業、スポーツなどの幅広い分野において推進することが必要となります。一方で、開かれた町づくりを進めるため、外国人にとっても住みやすい環境づくり、外国からの来訪者にやさしい町づくりを推進することが課題です。

【基本方針】

□ 庁内体制と町の国際化のため、情報の提供、学習環境の充実、国際交流機会の充実などを推進します。

□ 外国人にとって暮らしやすく、過ごしやすい環境づくりを推進します。

【施策の方向性】

1 庁内体制の国際化

- ◇ 諸外国の行政や社会・文化・産業などに関する学習・研究活動を推進します。
- ◇ 施策の推進にあたって、国際的な視点を導入します。
- ◇ 職員の語学能力を向上させるための啓発を推進します。
- ◇ 海外の諸都市との間の定期的・継続的な交流を推進します。

2 住民の国際理解と国際交流の推進

- ◇ 住民の国際理解を深め国際感覚を養うため、現行の講座や事業の充実を図り、語学の学習環境の改善に努めます。
- ◇ 小・中学校における英語教育を推進し、外国人教師による語学指導の継続とともに、事業拡大を検討します。
- ◇ 外国の生活や歴史文化にふれ見聞を広めるため、芸術・文化、技術、産業、スポーツなどさまざまな分野の国際交流事業を促進します。相互ホームステイへの支援を検討します。
- ◇ 国際交流活動の活発化を図るため、国際交流協会や国際交流基金の創設を検討します。

3 外国人にやさしい環境づくり

- ◇ 外国人居住者の増加と今後の来訪者の増加促進を踏まえて、基礎的な行政文書や情報パンフレット、ホームページ、施設案内板などで、英語をはじめとする外国語表記を推進します。
- ◇ 日本語や日本文化の学習講座などの充実を図ります。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
庁内体制の国際化	町 町 町	○諸外国に関する学習・研究活動の推進 ○国際的視点に立った施策の推進 ○職員の語学力向上のための啓発
住民の国際理解と国際交流の推進	町 町 町 町	○国際関連講座や事業の充実 ○語学の学習環境の改善・充実 ○相互ホームステイ支援をはじめとする国際交流事業の推進 ○国際交流協会や国際交流基金の創設
外国人にやさしい環境づくり	町 町	○基礎的文書等の外国語標記の充実 ○日本語や日本文化の学習講座等の充実

7-2 人を大切にしたい町づくり

(1) 人権施策

【現況と課題】

すべての人の基本的人権を尊重することが、明るく住みよい町づくり・地域社会づくりの基本です。しかし私たちのまわりには、依然として子どもに対する虐待やいじめ、女性への差別や暴力、高齢者や障害者に対する偏見や差別、同和問題、外国人やHIV感染者への不当な差別など、人権に関わるさまざまな問題が存在します。

町ではこれまで、人権が尊重される地域社会の実現のために各種の施策を行ってきており、人権を尊重した町づくりに一定の役割を果たしてきました。

しかし、あらゆる差別がなくなったわけではなく、国・県などの人権施策と連携し、行政全体の課題として互いの人権を尊重したまちづくりを進める必要があります。そして、すべての人が大切にされる明るく住みよい地域社会を目指すことが課題となります。

【基本方針】

□かけがえのない人権を守り、すべての人が大切にされる地域社会を目指します。

□人権の尊重を基本にした行政を進めます。

□社会のあらゆる差別の撤廃に向け、教育・啓発活動や相談事業などに取り組みます。

【施策の方向性】

1 人権に関わる基本計画の策定推進

◇人権に関わる教育を充実し、人権の重要性を啓発するための基本となる計画の策定を推進します。

◇計画策定後は、その理念・方向性に基づいて人権関連施策を推進します。

2 人権侵害の防止と被害者支援

◇人権侵害に対する相談・支援体制の充実を図ります。

◇虐待などの人権侵害を受けた被害者間の「相談ネットワーク」づくりなどを検討・支援します。

3 関係機関との連携

◇国・県などの関係機関との適切な連絡・調整を行います。

◇学校・企業・団体・ボランティアなどとの必要な連絡・調整を行います。

4 人権啓発事業

◇人権に関わる講演会を開催します。

◇人権擁護の重要性を広く啓発するための広報活動を推進します。

◇人権擁護に関わる啓発ポスターや作文の募集と優秀作品の表彰を実施します。

5 人権教育事業

◇学校教育・社会教育の場において人権に関する学習機会の提供に努め、人権教育を推進します。

◇地域集会施設において、人権教育を推進します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
人権に関わる基本計画の策定 推進	町	○「人権教育・啓発の推進に関する基本計画」の策定推進
	町	○基本計画に基づいた人権施策の推進
人権侵害の防止と被害者支援	町	○人権相談体制の充実
	町	○被害者支援ネットワークづくりの検討
関係機関との連携	町	○国・県等の関係機関との連絡・調整
	町	○人権関係機関・団体との連絡・調整
人権啓発事業	町	○人権講演会の開催
	町	○人権啓発のための広報活動
	町	○人権啓発ポスター・作文の募集と優秀作品の表彰
人権教育事業	町	○学校教育・社会教育での人権教育の推進
	町	○地域集会施設での人権教育の推進

(2) 男女共同参画

【現況と課題】

「男女共同参画社会」とは、男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別に関わりなくその能力を発揮することができる社会です。男女の固定的な役割分担意識は、近年徐々に解消されつつありますが、家庭内や地域社会においてまだまだ根強く残っており、男女共同参画を阻害する要因となっています。多くの女性が社会のさまざまな分野で活躍していますが、政策・方針決定過程への参画は男性と比べると依然として低く、女性の意思が政策・方針決定に十分反映されていない状況にあります。仕事と家庭、子育てとの両立のためには男性の参画が必要ですが、日常生活における家事や育児の負担はまだ女性に大きく偏っています。

こうした中、行政の役割は重要であり、未来に向けた重要な政策課題として国を挙げて「男女共同参画社会」づくりに取り組んでいます。

少子化対策など地域の課題となっているテーマも、社会的・文化的な性差(=ジェンダー)と深く関わっていることが多いことから、町づくり全体のテーマといえます。行政全体の施策として、「男女共同参画社会」の実現を目指した施策を推進することが課題となります。

【基本方針】

□性別により差別されることのない、また女性の一層の社会参加が促進された「男女共同参画社会」の実現に向けて、総合的、計画的な施策の推進を図ります。

□男女共同参画の視点にたった教育や学習機会の充実、人材の育成、事業所の理解の促進などを推進します。

【施策の方向性】

1 男女共同参画に関わる基本計画の策定推進

◇男女共同参画に関わる理解を深め、その重要性を広く普及・啓発するための基本となる計画の策定を推進します。

◇計画策定後は、その理念・方向性に基づいて男女共同参画に関連する施策を推進します。

2 男女共同参画社会の確立に向けた体制整備

◇男女共同参画に関する施策を進めている庁内の関係各課の連携強化を図ります。

◇必要に応じて横断的な調整組織や、推進本部などの設置を検討します。

◇配偶者などからの暴力防止などを図るため、相談体制を充実させます。

3 関係機関との連携

◇国や県の男女共同参画担当部門との間で、適切な連絡・調整を実施します。

◇男女共同参画を推進する関係機関や関係団体との相互協力・支援を推進します。

4 啓発活動の推進

◇男女共同参画に関わる講演会を開催します。

◇男女共同参画の重要性を住民に広く啓発し、関連する情報の提供を行うため、広報誌・ホームページ・パンフレットなどにより広報活動を実施します。

5 学習機会の提供と人材育成

- ◇住民の男女共同参画に関する学習活動に対する支援や情報の提供を行います。
- ◇学校において、男女共同参画に関連する教育を実施します。
- ◇町役場職員をはじめ、事業所における男女共同参画推進研修への積極的な参加を通し、性別に関わりなく能力を発揮できる人材を育成します。

6 共同参画の場づくり

- ◇男女の家庭生活と職業の両立調和の促進を図るため、事業所への啓発や指導を行います。
- ◇各種の委員会への女性委員の登用など、女性のさまざまな分野への参画を推進します。
- ◇女性の交流や情報交換などのためのネットワークづくりを支援します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
男女共同参画に関わる基本計画の策定推進	町 町	○「男女共同参画基本計画（仮称）」の策定推進 ○基本計画に基づいた男女共同参画施策の推進
男女共同参画社会の確立に向けた体制整備	町 町 町	○庁内関係各課の連携の強化 ○横断的な庁内組織や推進本部等の設置検討 ○相談体制の充実
関係機関との連携	町 町	○国・県等の関係機関との連絡・調整 ○男女共同参画関係機関・団体との連絡・調整
啓発活動の推進	町 町	○男女共同参画講演会の開催 ○広報誌・ホームページ・パンフレット等による広報活動
学習機会の提供と人材育成	町 町 町	○学習活動に対する支援・情報提供 ○学校教育における男女共同参画教育の実施 ○性別に関わりなく能力を発揮できる人材の育成
共同参画の場づくり	町 町 町	○事業所への啓発・指導 ○委員会への登用等、さまざまな分野への女性の参画推進 ○女性のネットワークづくりを支援

(3) 青少年施策

【現況と課題】

少子化、情報通信技術の発達、家庭や地域の教育力の低下、青少年に関わる犯罪の増加、雇用情勢の悪化など、さまざまな社会における変化が青少年に対して大きな影響を与えています。特に、インターネット等を媒介とした青少年を巻き込む犯罪は、増加の一途をたどっています。

また、ニートやフリーターなどの増加が社会問題となっており、本町においてもその対策に取り組む必要があります。

青少年に対する施策は多くの行政分野にまたがっており、現在本町では、関係する課が個別に対応を進めています。青少年の未来はこの町の未来であり、青少年に対する乳児期から青年期までの健全な成長の支援は、町づくりを進める上で特に重視すべきテーマです。

今後は、全庁的・横断的な体制により総合的な視点から青少年の健全育成に関わる施策を進めていく必要があります。また、行政のみにとどまらず地域社会全体が青少年を守り・育て・支援する取り組みに発展させていくことが大きな課題となります。

【基本方針】

□町の未来を担う青少年を総合的に支援するため、全庁的な取り組みを進めます。

□地域全体で青少年を守り育てていくため、関係団体の連携と組織化を促進します。

【施策の方向性】

1 青少年の支援環境の整備

◇庁内関係各課が連携した青少年の総合的支援体制の確立を図ります。

◇青少年の支援に関する総合窓口の開設を推進するとともに、専門職員の育成・確保を図ります。

◇青少年団体や青少年育成団体相互の連携・組織化を支援します。

◇各種の青少年施設の整備・拡充を図るとともに、さまざまな公共施設の利用を促進します。

◇青少年を犯罪から守るため、警察や地域などと連携して、防犯体制を拡充します。

◇非行防止対策として、相談事業・環境浄化活動などを推進します。

◇子どもたちをインターネット被害から守る支援体制の確立を目指します。

2 青少年を対象とした事業の推進

◇スポーツ・文化活動など、さまざまな青少年対象の事業を実施します。

◇青少年育成団体などと連携した各種の体験活動を推進します。

3 幼児期～少年・少女期における支援事業の推進

◇幼児期においては、母子保健活動の推進により、適切な育成環境の提供に努めます。

◇保育園や幼稚園の充実など、子育て環境の充実を図ります。

◇相談事業など、児童保護のための各種支援施策を推進します。

◇学童保育や児童館の充実など、子育てを支援します。

◇適切なしつけの普及や虐待の防止など、家庭教育の適正化のための相談事業・啓発事業などを推進します。

4 青年期における支援事業の推進

- ◇青年の社会参加を進めるため、ボランティア活動をはじめ各種の体験活動の機会の提供に努めます。
- ◇青年の自己実現を支援するため、相談事業・教育事業などを実施します。
- ◇青年の就労意識の向上を図り、生活を安定させるため、職業教育を推進します。
- ◇県など各種機関などと連携して、青年の就労を支援します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
青少年の支援環境の整備	町 町 町 町 町 町 町	○青少年総合的支援体制の確立 ○青少年関係団体の連携・組織化の支援 ○総合窓口の開設と専門職員の育成・確保 ○青少年施設の整備・拡充とさまざまな公共施設の利用促進 ○青少年の犯罪からの保護 ○非行防止対策としての相談事業・環境浄化活動 ○インターネット被害対策の確立
青少年を対象とした事業の推進	町 町	○青少年対象事業の推進 ○各種体験活動の推進
幼児期～少年・少女期における支援事業の推進	町 町 町 町 町	○母子保健事業・子育て事業による幼児の健全育成支援 ○保育園・幼稚園の充実 ○児童保護のための相談事業等の支援 ○学童保育・児童館の充実 ○家庭教育の適正化のための相談事業・啓発事業
青年期における支援事業の推進	町 町 町 町	○ボランティア活動をはじめとする各種体験活動の機会提供 ○自己実現のための相談事業・教育事業の実施 ○職業教育等の推進 ○就労支援事業の推進